# 福山港港湾計画書

- 軽易な変更 -

令和6年7月

福山港港湾管理者 広 島 県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- 平成10年2月福山港地方港湾審議会
- ・平成 10 年 3 月 港湾審議会第 165 回計画部会
- の議を経、その後の変更については、
  - ・平成12年2月福山港地方港湾審議会
  - · 平成 12 年 12 月 福山港地方港湾審議会
  - 平成 14 年 3 月 福山港地方港湾審議会
  - 平成 19 年 1 月 福山港地方港湾審議会
  - 平成 19 年 3 月 交通政策審議会第 23 回港湾分科会
  - 平成 20 年 8 月 福山港地方港湾審議会
  - 平成 25 年 5 月 福山港地方港湾審議会
  - 平成 25 年 6 月 交通政策審議会第 52 回港湾分科会
  - 平成 26 年 2 月 福山港地方港湾審議会
  - 平成 28 年 2 月 福山港地方港湾審議会
  - 平成 30 年 3 月 福山港地方港湾審議会
  - 平成 30 年 3 月 交通政策審議会第 70 回港湾分科会
  - 令和 元年 10 月 福山港地方港湾審議会
  - 令和 2 年 12 月 福山港地方港湾審議会

の議を経た福山港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

## 目 次

変更	<b>理由 …</b>	• • • • •	• • • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	••	• • •	• • •	• •	• •	• • •	1
港湾	の環境の整	備及で	が保全					• • •	• • •			• • •			• • •	2
1	港湾環境整	備施討	设計画	j			• •						• •	• •		2
土地	地造成及び土	:地利月	目計画	Î	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• •	• •	• • •	• •	• • •	3
1	土地利用計	画・					• •						• •			. 3

### 変更理由

1 内港地区において、立地施設の土地需要に対応するため、港湾環境 整備施設計画及び土地利用計画を変更する。

## 港湾の環境の整備及び保全

#### 1 港湾環境整備施設計画

立地施設の土地需要に対応するため、緑地を次のとおり計画する。

#### 内港地区

緑地 4 h a [既設の変更計画]

#### 既設

内港地区

緑地 4 h a

### 土地造成及び土地利用計画

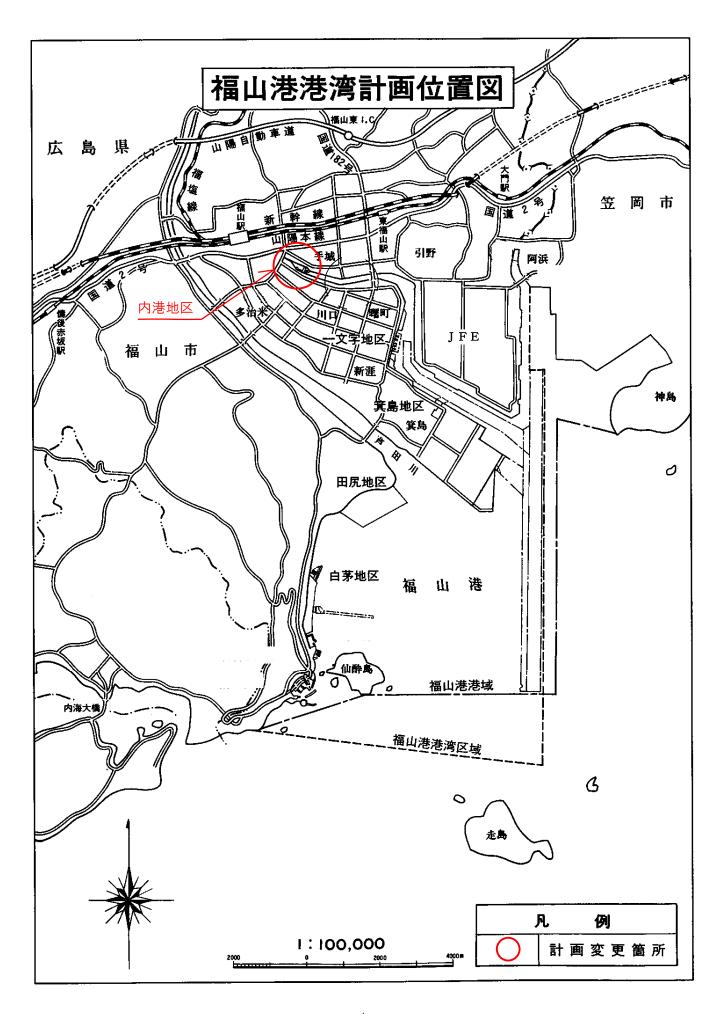
立地施設の土地需要に対応するため、土地利用計画を次のとおり計画する。

#### 1 土地利用計画

(単位:ha)

用途地区名	交流 厚生 用地	厚生   上業   田地		交通 機能 用地	緑地	合 計	
内港	(1)	(21)	( - )	(1)	(4)	(26)	
内 港	1	2 1	6	3	4	3 3	

- 注1 ()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。
- 注2 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。
- 注3 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。



# 福山港港湾計画図(内港地区)

